

1 申込資格

(1) 令和8年度、学校教育法で定める大学・短期大学・専修学校（専門課程）に進学予定であること。

通信制も含みます

※ サポート校、大学院、就職後の大学・専修学校等への進学、大学・専修学校等への再入学は対象外です。

※ 短大からの大学 3年編入予定の方は、在学生向け募集時（令和8年5月予定）に申し込みでください。

(2) 経済的理由により就学が困難であること。

(3) 貸付を開始する日時点で、引き続き 1 年以上区内に居住している保護者などから扶養されていること。

2 選考基準の目安

(1) 下表を目安に世帯の所得（令和7年度住民税課税（非課税）証明書の総所得欄の金額）で選考します。

（下表はあくまで概算です。世帯構成等の事情により増減しますのでお問い合わせください。）

世帯人員	大学・短期大学・専修専門課程	
	所得金額	（給与収入での目安）
2人	5,040,384 円	(6,822,649 円)
3人	5,929,128 円	(7,810,143 円)
4人	6,613,824 円	(8,563,824 円)
5人	7,233,000 円	(9,183,000 円)
6人	8,078,136 円	(10,028,136 円)
1人増加	918,024 円	

(2) 成績基準

5段階評価で概ね平均 3.0 以上

※平均成績の求め方は、以下のとおりです。また、申し込み状況により、基準を下回っていても奨学生候補者として決定することがあります。

高校3年生の場合・・・在学校の1年～3年1学期までの全成績の平均

卒業生の場合・・・・卒業校の1年～3年までの全成績の平均

申込者多数の際には、選考基準を満たしている場合でも採用されないことがあります。

3 募集人員 125名程度

4 連帯保証人について

奨学金を貸付けるに当たり、奨学生とともに返還義務を負う連帯保証人が1名必要です。

連帯保証人の要件は、安定した収入があり、十分な返済能力のある方です。

条件を満たしている場合、申込者の父母なども連帯保証人になることができます。

※ すでに大田区奨学金の連帯保証人になっている方は、返還が滞っている場合、連帯保証人にはなれませんのでご注意ください。

※ 住民税未申告や滞納のある方は、連帯保証人にはなれません。

※ 返還期間は20年間の長期に渡ります。返還完了するまで奨学生とともに返還義務を負っていただきます。

5 申込時必要書類

※ご提出いただいた申込書・必要書類は返却できません。

①	申込書	大田区奨学金貸付申込書（大田区所定の様式）※記入例を参考に記入してください。 ※「奨学金を希望する理由欄」には、世帯所得の急変等、特に考慮してほしい事項についてもご記入ください。欄に書ききれない場合は、別紙（用紙は何でも構いません）をご記入ください。
②	推薦状	大田区貸付奨学生推薦状（大田区所定の様式） ※在学校（卒業生は卒業校）で証明を受けてください。 ※奨学生を決定する審議に影響はありません。概評欄は簡略的な記載でも結構です。
③	成績証明書 または 調査書	成績証明書または調査書（学校独自の様式） ※高校3年生の場合 ⇒ 在学校の1年から3年1学期までの全成績の平均 ※卒業生の場合 ⇒ 卒業校の1年から3年までの全成績の平均
④	住民票 (発行日が3か月 以内のもの)	本籍・続柄が記載されている世帯全員のもの ※ 本籍・続柄に、省略と印字されているものは不可 ※ 外国人の方は、続柄、国籍・地域、在留資格・期間等に関することが省略されていないもの
⑤	所得を 証明する書類	令和7年度住民税課税（非課税）証明書 ※住民票に記載されている方全員の証明書が必要となります。ただし、証明書に被扶養者として名前が記載されている場合はその方の証明書は不要です。 ※世帯全員の名前があることを確認しますので、提出時にはご注意ください。 ※源泉徴収票や確定申告書で代えることはできません。 ※生活保護受給者の方は、生活保護受給証明書を併せて提出してください。 ◎ <u>住民税未申告や滞納のある方は、申告または、納付後にお申し込みください。</u>
⑥	連帯保証人の 住民票 (発行日が3か月 以内のもの)	本籍・続柄が記載されているもの ※ 本籍・続柄に、省略と印字されているものは不可 <u>④の住民票の中に、連帯保証人がいる場合は不要。</u>
⑦	連帯保証人の 所得を 証明する書類	令和7年度住民税課税証明書 ◎ ※源泉徴収票や確定申告書で代えることはできません。 ◎ <u>住民税未申告や滞納のある方は、連帯保証人にはなれません。</u> ◎ <u>連帯保証人の要件については、前記4を参照してください。</u> <u>⑤の所得を証明する書類の中に、連帯保証人がいる場合は不要。</u>

◎マイナンバーの記載がないものをご用意ください。

（マイナンバーの記載がある場合には、読み取れないように塗りつぶしてください）

6 申込先 大田区福祉部福祉管理課 援護係（大田区役所本庁舎8階 24 番窓口）

7 申込方法 窓口に持参もしくは郵送

8 募集期間（提出書類等配付 及び 申込受付期間）

令和7年9月1日（月）～11月4日（火）（土・日・祝日を除く）

窓口開設時間 8：30 から 17：00

9 貸付額

月額（無利子）

大学・短大・専修学校専門課程	(国公立)	35,000円 以内
	(私 立)	44,000円 以内

10 初回貸付金の振込みまでの流れ

- ・令和8年1月下旬 大田区奨学生候補者の決定
- ・令和8年2月上旬 審議会での審査結果郵送（申込者全員）
- ◎奨学生候補者に決定した場合
 - ・令和8年2月上旬～3月中旬 入学許可届、支払金口座振替依頼書、奨学生貸付申請書等の提出
 - ・令和8年3月下旬 返還誓約書兼連帯保証書の提出
 - ・令和8年4月下旬 初回（4月～6月分）貸付金振込み

11 貸付期間・貸付方法

- ・令和8年4月から正規の修業年限まで貸付けします。
ただし、留年、退学、保護者の方が区外転出の場合は貸付停止となります。
- ・貸付方法は、借受人（奨学生）名義の預金口座に通常年4回3か月分ずつ振り込みます。
(振込時期：4月末・7月末・10月末・1月末)
- ・病気等で休学となった場合は、その期間中、貸付を一時休止します。
- ・次年度からの振込みは、毎学年初め、新学年に進級したことを在学証明書で確認した後に
なります（別途、手続きが必要）。在学証明書等を提出しない場合、貸付けを停止する
場合がございます。

12 返還方法

- ・卒業後、1年間の据置期間を経て返還が開始されます。ただし、卒業以外で貸付停止の場合、
据置期間は半年間となります。返還の際に、在学中などの理由による返還猶予制度があります。
(別途、手続きが必要)
- ・返還方法は、年1回払い、年2回払いまたは毎月払いで、原則、口座振替にて20年内に
返還していただきます。

13 返還を延滞した場合

- ・貸付金は無利子ですが、20年内に返還できない場合、返還未済額に対して年10.95%の
延滞金が発生します。
- ・滞納者については、奨学生、連帯保証人に対し電話や文書による督促を行います。
督促にもかかわらず、誠意が見られない場合には、民事訴訟法に基づく法的措置をとることが
あります。

14 その他

- ・借受人（奨学生）及び連帯保証人の住所・氏などに異動があった場合、身上異動届の提出が
必要となります。
- ・返還金の領収証書は、返還が終了し、奨学生返還誓約書兼連帯保証書が返還されるまで大切に保管し
てください。

大田区貸付型奨学生のご案内

（令和8年度 大学等進学予定者）

募集期間（提出書類等配付 及び 申込受付期間）

令和7年9月1日（月）～11月4日（火）
(土日・祝日を除く)

窓口開設時間 8時30分～17時00分

休み（12時から13時）は、お待ちいただく場合があります。

大田区奨学生制度は奨学生への貸付制度です。

将来、奨学生に返還の義務が生じます。

※申込者多数の場合は、選考基準を満たしていても採用されない場合があります。



大田区福祉部 福祉管理課 援護係

（区役所8階 24番）

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14

電話 (5744) 1245 (直通)